

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	新南陽・地域政策課
処分の名称	使用料の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市新南陽ふれあいセンター条例第6条第1項
基準規定	周南市新南陽ふれあいセンター条例第6条第1項;別表第1;別表第2
処分基準	上記の条例の規定において、判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分をしようとする場合の 手続	
備考	周南市行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	新南陽・地域政策課
処分の名称	利用料金の徴収
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市新南陽コミュニティセンター条例第14条第1項
基準規定	周南市新南陽コミュニティセンター条例第14条第2項;別表第1;別表第2
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	新南陽・地域政策課
処分の名称	利用許可の取消し等
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市新南陽コミュニティセンター条例第10条
基準規定	周南市新南陽コミュニティセンター条例第10条
処分基準	<p>周南市新南陽コミュニティセンター条例第10条 （許可の取消し等）</p> <p>第10条 指定管理者は、貸館施設利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の停止を命じ、又はその許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 偽りその他の不正な手段により許可を受けたとき。</p> <p>(4) センターの管理運営上やむを得ない理由が生じたとき。</p> <p>2 前項の規定により利用の停止を命じられ、又はその許可を取り消された場合において、貸館施設利用者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	新南陽・地域政策課
処分の名称	使用許可の取消し等
処分権者	市長
根拠規定	周南市西部市民交流センター条例第8条
基準規定	周南市西部市民交流センター条例第8条
処分基準	<p>周南市西部市民交流センター条例第8条 （許可の取消し等）</p> <p>第8条 市長は、貸館施設使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の停止を命じ、又はその許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。</p> <p>(4) 交流センターの管理運営上やむを得ない理由が生じたとき。</p> <p>2 前項の規定により使用の停止を命じられ、又はその許可を取り消された場合において、貸館施設使用者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。</p>
不利益処分をしようとする場合の手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	新南陽・地域政策課
処分の名称	許可の制限
処分権者	市長
根拠規定	周南市新南陽ふれあいセンター条例第5条
基準規定	周南市新南陽ふれあいセンター条例第5条
処分基準	<p>周南市新南陽ふれあいセンター条例第5条 （許可の制限） 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。</p> <p>（1） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 （2） 建物及び附属設備の管理上支障のあるとき。 （3） その他新南陽ふれあいセンターを使用させることが適当でないとき。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	事案に応じて聴聞又は弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	新南陽・地域政策課
処分の名称	使用料の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市西部市民交流センター条例第5条第1項
基準規定	周南市西部市民交流センター条例第5条第1項;別表第1;別表第2
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号